

傷病手当金の支給要件

- ① 病気怪我で療養中である事
- ② 労務不能(被保険者の現在の仕事ができるか否か 業務の種別を書く)
- ③ 4日以上休む事 労務不能となった日から起算して4日目から支給(最初の3日間を待期期間といいます)
- ④ 療養中の期間の給料を受けられないこと



条文 健康保険法

(傷病手当金)

第99条 被保険者が療養のため労務に服することができず、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、1日につき、標準報酬日額(標準報酬月額¹の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。))をいう。第102条において同じ。)の100分の60に相当する金額を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)

第104条 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者¹にあつては、その資格を取得した日)

の前日まで引き続き1年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)

であつた者(第106条において「1年以上被保険者であつた者」という。)

であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、

被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第108条 疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者¹に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金又は出産手当金を支給しない。

ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金又は出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。

ただし、その受けることができる障害厚生年金の額

(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法(昭和34年法律第141号)

による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)

につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額

(前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)

より少ないときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)を支給する。